

●香川県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年2月15日から同年3月8日まで一般の縦覧に供する。

平成25年2月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺詫間線（48号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
善通寺市弘田町字大崎1958 番2地先から	前	13.0～15.0	60	交通安全施設整備事業に 伴う迂回路の設置
善通寺市吉原町字三ツ子池 616番1地先まで	後	13.0～22.8	60	

- 4 供用開始の期日 平成25年2月15日